

特定子ども・子育て支援施設等 の運営について

青森市こども未来部子育て支援課

令和7年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

特定子ども・子育て支援施設等の運営や施設等利用費について、特に注意いただきたい事項をお知らせします。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(1) 利用料及び特定費用の額の受領に関する事項

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第55条)

特定子ども・子育て支援提供者は、保護者から特定子ども・子育て支援の提供の対価（利用料）と特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）の支払いを受けることができることとされており、特定費用については、あらかじめ金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならないとされています。

具体的には、利用料や特定費用が明記されたパンフレット等により、保護者に説明を行い、同意を得る必要があります。（「同意書」等の書面の徴取は不要です。）

(2) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書に関する事項

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第56条)

特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用を受領した際は、領収証を交付しなければなりません。領収証には、利用料と特定費用を区分して記載しなければなりません。

また、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければなりません（預かり保育（一時預かり（幼稚園型））を除く）。

市では、ホームページにおいて参考様式をお示ししておりますので、御活用ください。

特定子ども・子育て支援の提供の対価（利用料）と特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）を区分していない事例が見られます。

特定費用は施設等利用費の支給対象外ですので、明確に区分し領収書に記載してください。

1

施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」の運営に当たっての注意事項です。

●日用品費、行事費、給食費、通園送迎費などの「特定費用」の支払いを受ける場合、あらかじめ金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならないこと

●利用料及び特定費用を受領した際は領収証を交付しなければならないこと、また、領収証には利用料と特定費用を区分して記載しなければならないこと

●保護者に対し、当該支払に係る「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付しなければならないこと（預かり保育（一時預かり（幼稚園型））を除く）

以上についてご留意ください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(3) 施設等利用費における預かり保育の上限額

預かり保育（一時預かり（幼稚園型））に係る施設等利用費の支給額は、
「日額450円×利用日数」（月額11,300円）が限度となります。
※特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）は対象外

<参考：例>

- ①預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額：10,000円（利用日数20日）
- ②施設等利用費支給限度額：日額450円×利用日数20日＝9,000円
 → 「①利用料：10,000円 > ②限度額：9,000円」であるため、施設等利用費支給額は「9,000円」

(4) <参考>各特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の額 (子ども・子育て支援法施行令第15条の6)

認定区分	区分	特定子ども・子育て支援施設等	上限額	備考
新1号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	満3歳以上児の未移行幼稚園在園児
新2号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	・第4、6～8号については、11,300円から第5号（預かり保育）分を控除した額（預かり保育が保育必要量を下回る場合に限る） ※「日額単価450円×利用日数」が支給限度額
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	11,300	
新3号	在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	37,000	
		認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	16,300	
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	42,000	

2

預かり保育（一時預かり（幼稚園型））に係る施設等利用費の支給額は、「日額450円×利用日数」（月額11,300円）が限度となります。

なお、特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）は対象外となります。

また、各特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の額についても掲載しますので参考にしてください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(5) 施設等利用費の上限額の見直し予定

- ・国では、令和8年10月以降の利用に係る保育料について、施設等利用費の上限額の見直しを検討しているとのことです。
(令和8年9月末までの利用分は現行の上限額を維持)
- ・企業主導型保育施設については、今般の給付上限額の引上げの適用対象外です。
- ・国から正式な通知がありましたら、改めてお知らせいたします。

<参考>見直し案（令和8年10月以降の利用に係るもの）

認定区分	区分	特定子ども・子育て支援施設等	現行の上限額	→	見直し後上限額	備考
新1号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	+2,300	28,000	満3歳以上児の未移行幼稚園在園児
新2号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	+2,300	28,000	
	在園児	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	11,300	+1,000	12,300	※預かり保育については、「日額単価490円×利用日数」が支給限度額
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	37,000	+3,300	40,300	
新3号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	+2,300	28,000	
		認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	16,300	+1,400	17,700	
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	42,000	+3,700	45,700	

国では、令和8年10月以降の利用に係る保育料について、施設等利用費の上限額の見直しを検討しているとのことです。

令和8年9月末までの利用分は現行の上限額を維持します。

国から正式な通知がありましたら、改めてお知らせいたします。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(6) 保育所等の職員による虐待の防止等について

児童福祉法等の改正により、令和7年10月から、保育所等の職員による虐待について、下記の規定等が新設されました。

青森市内の保育所等の職員による虐待については、子育て支援課にお知らせいただけますので、子育て支援課の電話番号等の情報を掲示等により職員や保護者に周知をお願いします。

1 保育所等の職員による虐待を発見した者の市町村又は都道府県への通告義務

【内容】保育所等の職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村又は都道府県に通告する必要があります。

【対象施設・事業】保育所、認定子ども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業 等

【青森市内の保育所等の職員による虐待に関する通告先】

青森市子ども未来部子育て支援課（青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎2階）
電話：017-734-5421 ファクス：017-722-5678 メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp

2 市町村又は都道府県の児童福祉審議会等への報告義務

【内容】市町村又は都道府県は、虐待に関する通告を受け、事実確認を行った場合は、児童福祉審議会等に報告する必要があります。

【審議会への報告内容】

- ①施設・事業所の名称、所在地及び種別
- ②虐待を受けた児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
- ③虐待の種別、内容及び発生要因
- ④虐待を行った職員の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村又は都道府県が講じた措置の内容
- ⑥施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

4

保育所等の職員による虐待の防止等についてです。

令和7年10月から、保育所等の職員による虐待を発見した者の市町村等への通告義務が新設されました。

青森市内の保育所等の職員による虐待の通告先は子育て支援課になりますので、施設内への掲示等により職員や保護者に対する周知をお願いします。

また、通告を受けた市町村等は、通報に係る施設・事業所名や虐待を行った職員の氏名等を見守り審議会に報告することとなりました。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(6) 保育所等の職員による虐待の防止等について

○保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ **従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかがわり」があるものと整理していた。**
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る。すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき。**
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかがわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理。**
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

国ガイドラインURL：

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908_policies_hoiku_153.pdf

5

令和7年8月に改訂された国の「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の概要です。

対象施設は保育所、地域型保育事業所（小規模保育事業等）、認可外保育施設、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、幼稚園です。

職員による「虐待（①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待）」の防止等に向け、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返りなど、保育所等における対応が整理されています。

ガイドライン本文を確認し、虐待の防止等に努めてください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(7) こども性暴力防止法の施行について

令和8年12月25日より「こども性暴力防止法」が施行されます。
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等は、義務対象ではありませんが、以下の3点を実施するなどし、国の認定を受けることで、制度の対象となることができます。

- ①法律施行後、対象事業者は従業者に性犯罪前科の**有無を確認**することが求められます。
- ②性犯罪前科が確認された場合には、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。
- ③**法律施行前から**採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の**有無を確認**してください。

詳しくはこども家庭庁HPの説明会動画、ガイドライン等をご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline>

チェック!



令和8年12月25日から施行

※既存の「保育士特定登録取消者管理システム」、「特定免許状失効者管理システム」とは別の制度です。

こども性暴力防止法が令和8年12月25日に施行されます。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等は、義務対象ではありませんが、記載の3点を実施するなどし、国の認定を受けることで、制度の対象となることができます。

詳しくはこども家庭庁のホームページ等をご確認ください。







特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(7) こども性暴力防止法の施行について (つづき)

○対象事業者について

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象 	認定対象 
対象事業	<ul style="list-style-type: none">学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)認可保育所、認定こども園 児童養護施設障害児施設 など	<ul style="list-style-type: none">認可外保育施設 一時預かり、病児保育放課後児童クラブ学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	<ul style="list-style-type: none">教員、部活動指導員 保育士児童指導員児童発達支援管理責任者 など	<ul style="list-style-type: none">保育従事者 子育て支援員研修等受講者放課後児童支援員塾講師、指導員 など

制度の対象は、義務対象と認定対象に分かれています。認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等は、認定対象になります。

義務対象事業所・認定対象事業所どちらも、こまろうマークの表示は義務ではありませんが、こどもや保護者から確認できるように施設の入り口や受付、ウェブサイト、募集広告、求人広告などに表示できるようになります。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(7) こども性暴力防止法の施行について（つづき）

○事業者の皆さまへお願いすること

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いしますこととなります。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

事業者の皆様へ対応をお願いしたいことは、大きく分けて2つあります。1つ目は、今から着手が必要なこととして、就業規則や事業所環境を整備することや、従業者へ性犯罪前科の確認や研修受講について、周知してください。

2つ目は、法律施行までに対応が必要なこととして、こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討、手続のためのGビズIDの事前取得を行ってください。

制度の開始後、性犯罪前科があると確認された場合や戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪歴前科の確認ができない職員はこどもに接する業務に就くことができません。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(7) こども性暴力防止法の施行について (つづき)

○性犯罪歴事務確認のフロー

(現時点でのイメージ)

こどもまんなか
こども家庭庁

犯罪事実確認書交付フロー1 (犯歴なしの場合)

- 性犯罪歴確認の申請は対象事業者が行うこととするが、申請には本人(従事予定者)が関与することとする。
- その上で、対象事業者に対して、情報の適正管理義務や、一定期間経過後の情報消去義務を課す(情報の不正目的提供等について、罰則を設ける)。

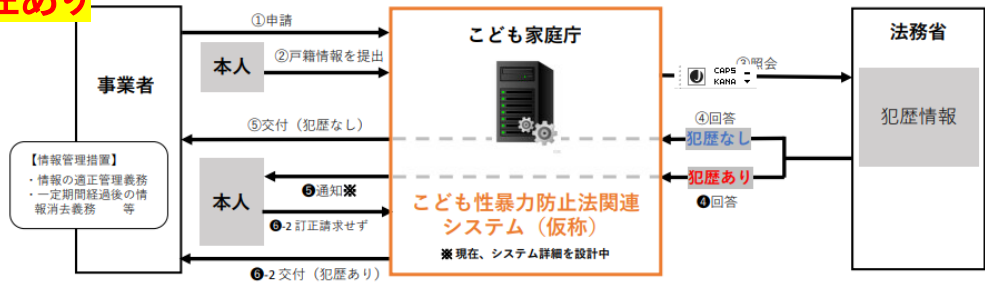
- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務省に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁が犯罪事実確認書を作成・申請事業者に交付

犯罪事実確認書交付フロー2 (犯歴ありの場合)

- 本人(従事予定者)に回答内容を事前に通知し、本人は訂正請求可能とする。
- 訂正請求期間中に本人が内定等辞退すれば、申請が却下され、手続終了(犯罪事実確認書不交付)。

- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務省に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁は、まず本人に対し、回答内容を事前に通知。本人は、通知内容の訂正を請求可能。訂正請求期間(2週間)は犯罪事実確認書は交付されない。
- ⑥ -1 訂正請求期間中に本人が内定辞退等すれば、申請却下(犯罪事実確認書の交付なし)
-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、対象の性犯罪歴がある旨の犯罪事実確認書を交付

今後の通知により修正の可能性あり



※ 本人への通知の方法については検討中

確認の流れについてです。現在、こども家庭庁でシステムを設計中とのことですが、事業者はGビズIDを作成し、システムのアカウトを作成することとなります。また、従業者においてもマイナンバーカード等による本人認証を行い、アカウトを作成することが必要となります。犯罪事実確認書の交付は直接こども家庭庁のシステムで行うこととされています。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

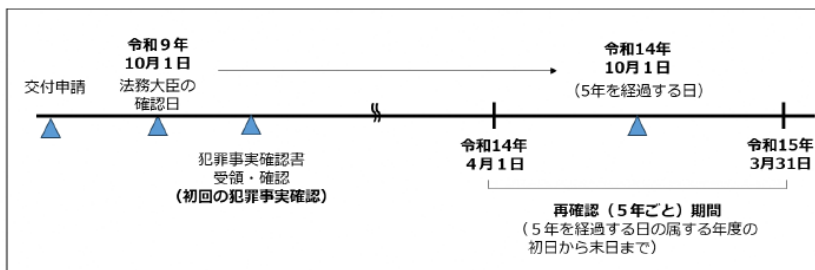
(7) こども性暴力防止法の施行について (つづき)

○犯罪事実確認の期限について

図表 36 教員等の犯罪事実確認の期限

教員等の区分	犯罪事実確認の期限
① 教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第4条第1項）
② 施行時現職者	施行日から起算して3年を経過する日（令和11年12月24日）まで（法第4条第3項、令第4条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教員等であって、確認日（※3）の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第4条第4項）（※4）

図表 37 5年ごとの再確認の期間の例



犯罪事実確認の期限についてです。対象となる職種に従事する方はその業務を行うまでに確認を行うことが必要です。法律施行時に現職で従事されている方については、施行日から起算して3年を経過する日までに確認してください。また、1度確認を行った方については、その確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに再確認が必要です。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(7) こども性暴力防止法の施行について（つづき）

○犯罪事実確認の期限について（つづき）

図表 38 教育保育等従事者の犯罪事実確認の期限

教育保育等従事者の区分	犯罪事実確認の期限
① 認定等に係る教育保育等従事者としてその本来の業務に従事させようとする者（認定時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第26条第1項）
② 認定時現職者	認定等の日から起算して1年を経過する日まで（法第26条第3項、令第6条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教育保育等従事者であって、確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第26条第6項）（※3）

- そ
の
他
- ・こども家庭庁へ定期報告及び帳簿の作成（R10～）
 - ・犯罪事実確認等の管理責任者の設置
 - ・情報管理規定を策定しこども家庭庁へ提出

認定対象の事業者の犯罪事実確認の期限についてです。1つ前のスライドと同様の扱いとなります。

犯罪事実確認のほかにも、システムを用いてこども家庭庁へ定期報告及び帳簿の作成、犯罪事実確認等の管理責任者の設置、情報管理規定を策定し、システムを用いてこども家庭庁へ提出などが求められます。

具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続き方法や必要な様式等は別途マニュアルにおいて示すとのことです。

今後、詳細の通知等が発出された際には皆様にメールで周知いたします。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(8) 認可外保育施設における届出等について (児童福祉法第59条の2第2項)

下記の事項について、市への届出・報告が必要です。

届出・報告事項		提出書類
市に提出した認可外保育施設設置届の記載事項のうち、右の事項に変更があった場合	下記①～⑤共通	認可外保育施設事業内容等変更届 ※変更があった日から一か月以内
	①施設の名称及び所在地	施設のパフレット、不動産登記簿
	②設置者の氏名及び住所 又は名称及び所在地	(法人の場合) 全部事項証明書 (個人の場合) 履歴書
	③建物その他の設備の規模及び構造	各部屋の面積が分かる平面図
	④施設の管理者の氏名及び住所	履歴書
	⑤過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別	命令書の写し等
24時間かつ週のうち5日程度以上入所している児童がいる場合		長期に滞在している児童について
下記の事故が発生した場合 (①死亡事故、②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの、③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故)		教育・保育施設等 事故報告様式
下記の感染症又は食中毒が発生した場合 (①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合 ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③上記①②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合)		社会福祉施設等感染症等発生報告書

12

市に提出した設置届のうち、一定の事項に変更があった場合などは、市への届出・報告が必要です。忘れずに行うようお願いします。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(9) 認可外保育施設における**揭示事項のインターネット公開**

(児童福祉法第59条の2の2)

揭示事項のインターネット公開について

認可外保育施設の設置者及び施設の管理者の氏名等、一定の事項（次ページに掲載）について、当該施設が提供するサービスを利用しようとする者の見やすい場所に揭示することに加え、インターネットでの公開が必要です。

上記の公開は、ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）に情報を登録することにより行います。

ここdeサーチへの掲載作業は、子育て支援課で行いますので、各施設の登録事項（次のページに掲載）に変更がありましたら、変更の都度、子育て支援課にご連絡いただくようお願いします。

【連絡先】

青森市子ども未来部子育て支援課（青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎2階）
電話：017-734-5421 ファクス：017-722-5678 メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp

13

認可外保育施設の設置者及び施設の管理者の氏名等、一定の事項について、揭示に加え、インターネットでの公開が必要です。

公開はここdeサーチに情報を登録することにより行います。

各施設の登録事項に変更がありましたら、変更の都度、子育て支援課にご連絡ください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

【施設への掲示及びインターネット公開が必要な事項】

- 1 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 2 建物その他設備の規模及び構造
- 3 その他内閣府令で定める事項
 - ①施設の名称及び所在地
 - ②事業を開始した年月日
 - ③開所している時間
 - ④提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
 - ⑤入所定員
 - ⑥保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ⑦法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあっては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
 - ⑧保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ⑨提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ⑩緊急時等における対応方法
 - ⑪非常災害対策
 - ⑫虐待の防止のための措置に関する事項
 - ⑬施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令※を受けたか否かの別
※法第59条第5項の命令…事業の停止又は施設の閉鎖の命令

14

施設への掲示及びインターネット公開が必要な事項です。

このほか、開所曜日、施設の連絡先(電話番号、ファクス番号、メールアドレス)が変わった際も、お知らせください。